

○財務省告示第二百四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年五月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年六月七日  
財務大臣 安住 淳

- |                                    |  |           |        |
|------------------------------------|--|-----------|--------|
| 一 名称及び記号<br>利付国庫債券（二年）（第三百十<br>六回） | 二 発行の根拠<br>財政法（昭和二十二年法律第三<br>十四号）第四条第一項並びに特<br>別会計に関する法律（平成十九<br>年法律第二十三号）第四十六条<br>第一項及び第六十二条第一項<br>社債、株式等の振替に関する法<br>律（平成十三年法律第七十五号）<br>以下「振替法」という。）の規定<br>の適用を受けるものとし、その<br>振替機関は日本銀行とする。<br>価格を競争に付して行われる入<br>札（以下「価格競争入札」とい<br>う。）による発行（以下「価格競<br>争入札発行」という。）は、価格競<br>争入札と同時に行われる入札で<br>あって、価格競争入札において<br>定められた利率をその利率とし、<br>価格競争入札において募集<br>の決定を受けた各申込みの応募<br>価格を募入額により加重平均し<br>て得られる価格をその発行価格<br>とするものによる発行（以下「非<br>競争入札発行」という。）は、価格 | 三 振替法の適用等 | 四 発行方法 |
|------------------------------------|--|-----------|--------|



七		二		八		ロ		ロ																					
イ	払	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入														
競	札	格	競	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加	場	入														
入	行	争	額	入	札	競	額	入	札	競	額	入	札	競	額														
二	七	二		で	た	条	特	で	た	条	特	で	た	条	特	四	つ	定	円	千	に	規	関	五	つ	定	う	億	
十	十	兆		二	利	第	一	二	利	第	一	二	利	第	一	二	百	い	に	、	八	つ	に	す	億	い	に	ち	円
億	万	千		百	付	国	項	七	国	項	の	計	七	国	項	の	計	は	づ	法	八	は	基	法	百	は	づ	財	
千	千	百		十	債	に	規	億	に	規	に	関	円	に	規	に	関	、	き	第	十	は	づ	律	五	、	き	政	
八	円	五		億	つ	に	定	つ	に	定	に	関	額	に	定	に	関	額	発	行	十	は	づ	第	十	額	発	法	
百		十		円	い	に	る	い	に	る	に	関	面	に	る	に	関	金	し	二	七	、	き	第	十	額	発	第	
五		三			て	基	法	て	基	法	に	関	で	利	第	一	二	、	づ	律	万	、	づ	律	第	四	額	第	
十		億			、	づ	第	、	づ	第	に	関	七	付	国	項	の	額	七	百	億	に	関	第	十	額	第		
四		千			額	き	四	額	き	四	に	関	面	国	債	の	計	七	付	十	億	に	関	第	十	額	第		
万		九			面	発	十	面	発	十	に	関	金	の	十	兆	三	、	付	一	億	に	関	第	十	額	第		
四		九			金	行	十	金	行	十	に	関	で	利	第	一	二	、	付	一	億	に	関	第	十	額	第		
千		百			額	し	六	額	し	六	に	関	七	付	国	債	の	額	七	百	億	に	関	第	十	額	第		



十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子 第二期 初利子 入札発行 価格競争 別第Ⅱ参加者

平成二十四年五月十五日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額百六十五万円 平成二十五年五月十五日 利率をその日以前六ヶ月間に属す い、その日以、各支払期にお 日、支、と、し、各、支、に、お 毎、年、五、月、十、五、日、及、び、十、月、十、五、日、を、支、払、す。 規、定、す、る、日、に、お、い、て、 下、次、号、の、日、に、お、い、て、 是、の、期、間、に、お、い、て、 払、金、の、額、を、支、払、す。 払、金、の、額、を、支、払、す。 平、成、二、十、四、年、十、月、十、五、日、を、支、払、す。 年、一、十、月、十、五、日、を、支、払、す。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$